

「農林水産部 土木工事共通仕様書の一部改正について」の一部修正について【正誤表】

正	誤	備考
<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1～1-1-4 【 省 略 】</p> <p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 ただし、当初請負代金額が 500 万円未満の工事においては、記載内容の項目（以下（1）、（3）、（4）、<u>（6）</u>※、（8）、（9））を省略するものとする。※交通規制がある場合を除く。</p> <p>（1）計画工程表 （2）主要資材 （3）施工方法（主要機械を含む） （4）施工管理計画 （5）緊急時の体制及び対応 （6）交通管理 （7）安全管理 （8）仮設備計画 （9）環境対策 （10）再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法 （11）その他</p> <p>2 ～ 3 【略】</p> <p>1-1-6～1-1-54 【 省 略 】</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1～1-1-4 【 省 略 】</p> <p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 ただし、当初請負代金額が 500 万円未満の工事においては、記載内容の項目（以下（1）、（3）、（4）、<u>（7）</u>※、（8）、（9））を省略するものとする。※交通規制がある場合を除く。</p> <p>（1）計画工程表 （2）主要資材 （3）施工方法（主要機械を含む） （4）施工管理計画 （5）緊急時の体制及び対応 （6）交通管理 （7）安全管理 （8）仮設備計画 （9）環境対策 （10）再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法 （11）その他</p> <p>2 ～ 3 【略】</p> <p>1-1-6～1-1-54 【 省 略 】</p>	